

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和6年第4回定例会)

筑西市議会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和6年12月10日(火) 開会：午前10時00分 閉会：午後2時11分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第99号 地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款の変更について

議案第100号 筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第102号 筑西市附属機関に関する条例の一部改正について

議案第103号 令和6年度筑西市一般会計補正予算(第5号)のうち所管の補正予算

議案第104号 令和6年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第105号 令和6年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第106号 令和6年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第109号 令和6年度筑西市一般会計補正予算(第6号)

4 出席委員

委員長 中座 敏和君 副委員長 仁平 正巳君

委員 新井 暁君 委員 國府田和弘君 委員 日高 久江君

委員 小倉ひと美君 委員 大嶋 茂君 委員 三浦 譲君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 小倉 一希君

委員長 中座 敏和

○委員長（中座敏和君） それでは、ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、地方独立行政法人議案1件、条例議案2案及び補正予算議案5案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、各議案について所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、保健福祉部です。

議案第99号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款の変更について」、審査を願います。

地域医療推進課から説明を願います。

長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 改めまして、地域医療推進課、長塚でございます。よろしく願いたします。着座にて失礼いたします。

議案第99号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款の変更について」ご説明申し上げます。

地方独立行政法人茨城県西部医療機構の定款を変更することにつきまして、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の別記を御覧ください。地方独立行政法人茨城県西部医療機構が運営します茨城県西部メディカルセンターの所在地に新たに健診センターを整備し、令和7年4月から人間ドックや健康診断等の予防医療の提供を開始する予定でございます。

また、同じく西部医療機構が運営します筑西診療所の敷地内に所在してございました浄化槽機械室につきまして、旧筑西市民病院の解体工事に伴い、当該機械室を解体したところでございます。

以上のことから、地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款において、健診センターに係る名称、業務の範囲を追記するとともに、浄化槽機械室の記載を削除する旨の改正を行うものでございます。変更箇所といたしまして、第15条の法人が設置し運営する病院等の名称及び所在地に、茨城県西部メディカルセンター健診センター、筑西市大塚555番地を加えます。

次に、第16条の業務の範囲として、第5号に人間ドック、健康診断等の予防医療を提供することを加えます。

次に、別表第18条関係、第2項に掲載がございます建物につきまして、浄化槽機械室の欄を削除いたします。

最後に、附則でございますが、この定款は茨城県知事の認可のあった日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） ちょっと筑西診療所の件なのですが、これは浄化槽機械室を壊したということで廃止にしたという解釈でよろしいのですね。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 大嶋委員のご質問に答弁いたします。

所在地にありました機械室そのものを撤去いたしましたので、今は更地になっておりますので、削除いたします。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 質問に値するかどうか分かりませんが、茨城県西部メディカルセンター健診センター、何か言い回しが非常にややこしいです。センター、センターって言いますけれども、もう少しあか抜けした名称はなかったのですか。最初からもう健診センターありきで、茨城県西部メディカルセンター健診センター、何かおかしいような気がするのだけれども、なかったのですか、ほかに言い方。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 仁平委員のご質問に答弁いたします。

こちらの健診センターにつきましては、委員おっしゃること重々よく分かるのですけれども、あくまで定款上の表記ということでございまして、名称につきましては、もうちょっと呼称としまして違った名前を検討して発表する予定になっておりますので、定款上この表記となりましたことをご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（中座敏和君） ほかにいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第99号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第99号の採決をいたします。

議案第99号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款の変更について」の賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第103号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

まず、健康増進課から説明を願います。

高島健康増進課長。

○健康増進課長（高島豊美君） 健康増進課、高島でございます。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

議案第103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、健康増進課所管の補正予算につ

きましてご説明申し上げます。

補正予算書13ページを御覧ください。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。健康増進課の所管事業は、下から4行目、「定期予防接種個別接種委託」から、15ページ1行目までの16件となっており、期間は全て令和7年度、全て令和6年度中に契約を締結し、準備する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

13ページに戻りまして、下から4行目、「定期予防接種個別接種委託」及び下から3行目の「任意予防接種個別接種委託」につきましては、どちらも4月からの医療機関での予防接種実施に対応するためです。

次に、下から2行目、「成人健診予約等委託」から次のページ、14ページ上から5行目の「特定健診・健康管理システム（成人）ウイルス対策ソフト使用料」まで、加えまして下から2行目の「健康管理システム使用料（成人保健・予防接種）」につきましては、健診対象者のデータ抽出作業、受診券の印刷、封入封緘、コールセンターやインターネットの予約受付などを行うものです。

次に、14ページ、上から6行目、「健康づくり推進事業に係る委託」から8行目、「食生活改善事業に係る委託」につきましては、健康づくりを推進する地域団体が保健事業を実施するものです。

次に、上から9行目になります「歯科保健事業相談指導委託」につきましては、筑西市歯科医師会から歯科保健事業に関する必要な助言及び指導をいただくものです。

次に、一番下の「24時間電話健康相談サービス委託」及び次のページ、15ページの1行目、「メンタルチェックシステム「こころの体温計」運営管理委託」につきましては、年中無休24時間対応の事業となります。

続きまして、25ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。一番下の段、款21諸収入、項6目6雑入、節6雑入（衛生）、説明欄、デジタル基盤改革支援補助金233万2,000円を新たにお願ひするものでございます。これは、地方公共団体情報システムの標準化・共通化の1つであります健康管理業務の標準化に対する地方公共団体情報システム機構からの補助金でございます。

次に、29ページを御覧ください。3、歳出でございます。一番下の段になります。款4衛生費、項1保健衛生費、目3保健事業費、説明欄、生活習慣病予防対策事業でございます。これは、先ほど歳入で説明しましたデジタル基盤改革支援補助金による財源内訳の変更でございます。

次に、30ページを御覧ください。一番上の段でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目4保健センター管理費、説明欄、あけの元気館管理運営事業49万5,000円を新たにお願ひするものでございます。これは、あけの元気館に隣接する東側の土地購入を検討するための不動産鑑定委託料でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願ひます。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 14ページなのですが、24時間電話健康相談サービス委託なのですが、私はこれは必要だと思っているのですが、今電話健康サービスというのは、いろいろな分野でいろいろ出ていますけれども、筑西市も、あと県もやっているようではありますが、委託先はどこかということと、それからほかのサービスとの重複する部分というのはある程度あるのではないかなと思っているのですが、実態はどうなのでしょう。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 高島健康増進課長。

○健康増進課長（高島豊美君） 委託先でございますが、ティーペック株式会社という民間の会社でございます。

ほかの事業との兼ね合いでございますけれども、県でやっている事業として、救急のときに病院の紹介ですとか相談をやっているものがありますが、こちらの24時間電話サービスとの違いは、子育てとか、それから介護ですとか、そういった悩みにまで24時間対応するという特徴がありますので、そこら辺の違いかなと思っております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ただいまのティーペックなのですけれども、もう大分長い間やっています。10年近くやっているのかな。年数と、それから本当に効果があるのか。私、実際に電話して相談してみたのですけれども、非常に不親切です。患者の気持ちになっていない。もう事務的な一方的な話ばかりで、薬の話も、薬の飲み合わせとか効果、効能、それから不安材料、患者ありますよね、それ相談したら、何でも相談に乗ってくれるという割には、専門医にかかったほうがいいのではないのぐらいの程度で、これちょっとサービス内容、私もちろん身分明かしていないでしゃべっているのですけれども、そのときは。一般の人、かなり患者というのは気持ちもナーバスになっているのに、患者の気持ちになっていない対応が多いのだけれども、その点ちょっと確認したことがあります、ずっともう続けていますけれども。

私が言いたいのは、さっき三浦委員が言った県との重複したサービス内容、これ540万円の価値あるのかなと思始めたのですけれども、執行部ではどういうふう考えているか。

○委員長（中座敏和君） 高島健康増進課長。

○健康増進課長（高島豊美君） 直接業者に私から問合せをしたことはございませんが、委員のおっしゃるように対応が悪いなどの市民からの苦情も受けていることはありますので、10年同じ会社というところで、今後は県との相談との違いを含めた上で、またティーペックに現状をお伝えするとか、またほかの民間会社があるのかどうか検討してまいりたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） それで、市民にこういうカードを配っているわけです。私が立場上配っても、何だ議員から言われてここへ電話したら、不親切で話にならないと、こういうことを言われて非常に心外なわけです。ですから、もう長い間これやっているわけで、プロポーザル等を含めて、やはり同種類の会社があったとすれば、考え直す時期に来ているのではないかなと思いますので、その点。

○委員長（中座敏和君） 高島健康増進課長。

○健康増進課長（高島豊美君） 今後検討してまいりたいと思います。

○委員長（中座敏和君） ほかはよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、地域医療推進課から説明を願います。

長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 着座にて失礼します。

議案第103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、地域医療推進課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の16ページを御覧ください。債務負担行為補正（追加）、上から5行目になります。「地域医療支援システム講座寄附金」、期間、令和7年度、限度額4,500万円につきましては、令和7年度に日本医科大学から茨城県西部メディカルセンターに対しまして、最大で医師3名分の派遣に係る協定を結ぶための寄附金といたしまして、債務負担行為を設定するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 医師3名分というのですけれども、この医師は診療科は何でしょうか。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 大嶋委員のご質問に答弁いたします。

診療科につきましては、要望している診療科は、血液内科が1名、消化器内科が1名、内分泌代謝内科が1名、合計3名となります。よろしくお願ひします。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これまで市民から、設立の目的、脳疾患、心疾患、これ今医師は足りているのかな。まだ市民の中では、どうなのだという意見、質問が大分あるのですが、そこら辺のところ。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） お答え申し上げます。

茨城県西部メディカルセンターとしましては、設立当初のそもそもの目的が、2次救急の完結ということで設立した病院でございます。脳疾患、心疾患、一刻を争う疾患につきましては、オペ後ですとか術後、そういった予後を考えますと、もうセンター化をして3次救急の医療機関でやるというのが、全国どこに行っても流れとなっております。

当地域におきましては、筑波大学、もしくはちょっと県を越えまして自治医科大学等の3次救急との連携というところでやっておりますが、県の考えもそうですけれども、やはり茨城県西部メディカルセンターに脳外科の先生を持ってきたとしても、心臓外科の先生を持ってきたとしても、24時間365日、こちらを対応するには相当数のドクターの数が必要になってくると考えられております。そういったことから、県もそういった重い疾患につきましては、センター化で集中して、同じような症例を専門的にやっていただくという流れになってきております。

委員ご存じのように、医師も働き方改革が言われている中で、かなりどこの病院も医師を集めることに疲労しているということが現状でございます。そうなってくると、役割分担というのが非常に重要になってきますので、救急隊との連携も含めて、やはり市民の皆さんご心配されるのは重々分かるころなのですけれども、そういった重篤な疾患につきましては高次医療機関、3次救急病院、そういったところに速やかに運んでいただいて、手術なり対応していただくというのが一番市民にとってもよろしいかと考えております。できる限りの2次救急を完結するという意味では、やはり梶井病院長も水谷理事長も、まだ医師数はもうちょっと欲しいのだというのは現状おっしゃっております。その部分は、改善点として両名とも考えているところですので、こういった寄附講座も通じまして、医師の確保というのに全力を向けてい

きたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 一般市民は、そういった事情をほとんど知らない。そういった役割分担のPRというのはやっぱり必要ではないかな。でないと、我々もかなりこれ言われる。そこら辺のところをきちんと、こういう仕分があるのだというようなPR、これが必要だと思います。これからは、救急車なんかもお金取られるようになりまして、そういった医療でも従来と変わったところ、これはやっぱり市民に知らせていく必要があるのではないかと考えますので、そこら辺のところ今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 今の大嶋委員の質問に関連して、医師確保は2次医療ということで、もちろん必要不可欠です。それよりも、24時間365日体制で救急医療を担っている病院としては、まず救急車で運ばれてきた患者が、薬物なのか、病気なのか、やけどなのか、それを判断するの誰だと思ひますか。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 仁平委員のご質問に答弁いたします。

まず最初に、救急隊が呼ばれるかと思ひますので、ウオークインの場合は別にはなりますけれども、基本そういった場合は救急車が要請されると思ひますので、現場に向かわれる消防署の救急隊の方がトリアージして、一番患者にとってのいい病院に搬送するのだと思ひます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 救急隊は、それなりの知識は持っていますけれども、現実にはファーストエイドナースというのが必要なのです、救急科には。救急科の医師免許を持っているのは、水谷先生だけだと思ひます。あまり知られていないですけれども。そうすると、水谷先生だけではとても対応できないので、ファーストエイドナースというのがいて、これはどういう患者なのか、交通事故なのか、病気なのか、薬物なのか、やけどなのか、それを医師よりも判断する知識のあるそういう看護師がいないと、救急365日24時間というのは対応できないとされているの、これ病院の中では。そういうのが、前にもそれ必要でしょうと言ったら、何か講習を受けている看護師がいるので、十分対応できていると言っていますけれども、現実には救急隊員の中では、もしそういう救急搬送する患者がいた場合は、救急隊が茨城県西部メディカルセンターには運ばないと、もうはなから決めているの。これが現実です。私はそういうのに携わっていましたから、事故の現場に。早く茨城県西部メディカルセンターへ運んでくださいって、私が第1通報者だったのですけれども、救急隊員が私の立場知らないで、あそこは駄目なのですよと、こういうふうにもう決めつけてしまいますので、その辺のところ、それが現実ですから、医師も大切ですが、そういう看護師の免許もちょっと調べてみてください。これはお願ひです。その点についてコメントがあれば。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 仁平委員、大変貴重なご意見ありがとうございます。

救急科の現状としましては、水谷先生もちろんなのですけれども、救急科の山下先生、大窪先生、あとは非常勤の先生方で対応しているところでございます。今お話にありましたファーストエイドナースの件につきまして、私のほうからも茨城県西部メディカルセンターのほうに、事務部長を通しまして申入れの

ほうしたいと思いますので、委員こういう状況があったのだということでもっと共有したいと思いますので、今後その部分も改善していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） ほかにいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、医療保険課から説明をお願いします。

荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚記君） 医療保険課、荒山です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、医療保険課所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書12ページを御覧願います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。2行目、「医療福祉費共同電算処理手数料」、3行目、「はぐくみ医療費共同電算処理手数料」、4行目、「住民情報システムアウトソーシング（医療福祉）」、これら3件は医療費助成に係る資格確認を共同処理する手数料及び医療福祉業務における電算処理等の委託で、令和6年度中に契約が必要なことから債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、15ページ2行目、「特定健診等データ管理システム手数料（後期健診分）」、3行目、「後期高齢者健診受診券等印刷」、4行目、「後期高齢者健診予約受付等委託」につきましては、健診受診者のデータ管理作業、受診券の印刷、封入封緘、コールセンターやインターネットでの予約受付などを行うものです。

次に、5行目、「後期高齢人間ドック健診費助成事業」につきましては、令和6年度中に医療機関との契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、議案書の28ページを御覧願います。3、歳出でございます。1段目、款3民生費、項1社会福祉費、目4国民健康保険事業費、説明欄、国民健康保険特別会計繰出金487万2,000円の減額をお願いするものでございます。詳細につきましては、議案第104号「令和6年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」でご説明いたします。

次に、同じページの目7医療福祉費、説明欄、はぐくみ医療費支給経費1,372万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、はぐくみ医療対象者の医療機関への受診が増加しておりまして、今後冬季にかけてさらに医療機関への受診増加が見込まれるため、増加するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、社会福祉課から説明をお願いします。

石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） 社会福祉課、石嶋でございます。着座にて説明いたします。よろしくお願いいたします。

議案第103号のうち、社会福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、11ページを御覧願います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。1行目、事項欄、「自立相談支援事業委託」でございます。これは、生活困窮者自立支援事業の中の相談業務を筑西市社会福祉協議会でも行う事業であり、事前の契約が必要な委託事業となるため、限度額393万3,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、2行目、事項欄、「家計改善支援事業委託」でございます。これは、家計に問題を抱える生活困窮者の家計改善のため、自立相談支援事業と併せて筑西市社会福祉協議会で実施する事業であり、事前の契約が必要な委託事業となるため、限度額110万5,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、25ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。1段目、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節2生活保護費補助金、説明欄、生活保護適正実施推進事業費補助金に107万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、生活保護一般事務費の生活保護関係システム改修委託料につきまして、国庫補助金の交付決定を受けたことから増額補正をお願いするものでございます。なお、補助率は2分の1となっております。

次に、29ページを御覧願います。中段の款3民生費、項3生活保護費、目1生活保護総務費、説明欄、生活保護一般事務費は、歳入でご説明しました国庫補助金決定による財源内訳の変更でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、障がい福祉課から説明を願います。

野村障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（野村 武君） 障がい福祉課、野村です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第103号のうち、障がい福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

11ページを御覧ください。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。3行目、「障害福祉サービス請求内容チェックシステム（オクトパス）保守委託」からの8件につきまして、令和6年度中に契約を締結し、準備する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

11ページの3行目、「障害福祉サービス請求内容チェックシステム（オクトパス）保守委託」につきましては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの請求審査、集計等を行うシステムの保守を委託しているものでございます。

次の4行目、「障害者等地域活動支援センター事業委託」から9行目、「訪問入浴サービス事業委託」の6件につきましては、障害者総合支援法に基づく必須事業として、障害をお持ちの方への外出支援や訓練、相談等各種支援を行う事業を業務委託しているものでございます。

また、10行目、「在宅心身障害者紙おむつ支給（助成）委託」は、筑西市在宅要介護高齢者等紙おむつ支給要綱に基づきまして、紙おむつを常時使用せざるを得ない在宅の要介護身体障害者を介護する者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、紙おむつを無償で支給する事業でございます。

いずれの事業も令和7年度の委託事業でございますが、事前に契約が必要であることから、債務負担行

為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 紙おむつの支給なのですが、金額が非常に小さいのでちょっと気になるので、説明をお願いします。

○委員長（中座敏和君） 野村障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（野村 武君） 大変申し訳ございません。こちらは、私どもの確認の誤りでございまして、実際のところは140万円ほどの予算が必要になるところでございます。大変申し訳ありませんでした。

これの件につきましては、当初予算のほうでしっかりと予算の確保をいたしまして、対応のほうはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明を願います。

草間高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（草間 太君） 高齢福祉課、草間です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

議案書の5ページを御覧願います。第3表、繰越明許費でございます。款3 民生費、項1 社会福祉費、事業名、老人福祉施設整備事業、金額4,850万1,000円につきましては、今回の補正予算の対象となっております補助事業に係る当該施設整備の完了予定が次年度になることが確実でありますことから、繰越明許をお願いするものでございます。

続きまして、11ページ、12ページを御覧願います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。11ページ、一番下になります「生活管理指導短期宿泊事業委託」及び12ページ、一番上になります「愛の定期便事業委託」につきましては、令和7年度の事業であります。事前に契約が必要なことから債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、25ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。上から2段目、款15 国庫支出金、項4 交付金、目3 民生費交付金、節1 社会福祉費交付金、説明欄10、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金に772万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、高齢者施設等の防災、減災対策を推進するための改修や整備等に対して交付されるものでございます。

次に、その下の段になります。款16 県支出金、項2 県補助金、目3 民生費県補助金、節1 社会福祉費補助金、説明欄79、地域医療介護総合確保基金事業補助金に4,850万1,000円の増額をお願いするものでございます。詳細につきましては、歳出にてご説明させていただきます。

続きまして、28ページを御覧願います。3、歳出でございます。款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 高齢者福祉費、説明欄、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業に772万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、認知症高齢者グループホームにおいて、非常用自家発電設備の整備に要した費用分

として交付される地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を市から整備事業者に補助金として支出するものでございます。

同じく説明欄、老人福祉施設整備事業4,850万1,000円の増額につきましては、看護小規模多機能型居宅介護事業所の新規開設に要する整備費等に係る補助金でございます。歳入で計上いたしました地域医療介護総合確保基金事業補助金を市から整備事業者に補助金として支出するものでございます。なお、この補助事業に関しましては、当該施設整備の完了予定が次年度になることが確実でありますことから、先ほどご説明しましたとおり繰越明許をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業というのは、この施設は決まっているのかな、どこの施設かちょっとお聞きします。

○委員長（中座敏和君） 草間高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（草間 太君） こちらの事業に関しましては、高齢者施設等の、先ほどもご説明したとおり防災、減災対策を推進する施設、また設備などを整備することにより防災体制の強化に役立てることを目的とする補助事業であります。今年度、今回の補助対象の事業者は、市野辺地内にあります認知症高齢者グループホームを所有する1事業所となっております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 何という事業所、名前は。

○委員長（中座敏和君） 草間高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（草間 太君） 失礼しました。お答えいたします。

筑西市丙にあります株式会社濱野精麦が所有いたします、市野辺にあります認知症高齢者グループホームひなたぼっこでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 先ほどの大嶋委員のグループホームなのですが、こちらの補助率はどうなっているのかということと、その下の老人福祉施設整備事業、こちら新規開設ということですが、どこの事業者が新規開設するのか、またその補助率はどうなのか、お願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 草間高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（草間 太君） お答えいたします。

先ほどご説明いたしました認知症グループホームに対する補助率についてのご質問でございますが、総事業費が772万6,000円となりますけれども、補助上限が773万円ですので、補助率は100%になります。こちらの内訳としては、小型自家発電機を5台整備するという内容となっております。

次に、老人福祉施設整備事業に関するご質問でございます。こちらに関しましては事業者名ということですが、こちら整備事業者名は社会福祉法人征峯会になります。こちらについては、上平塚地内に定員20名の有料老人ホーム等を併設した形で看護小規模多機能型居宅介護の居室9名分の施設を新設するものです。

が、こちらについての補助率ということですが、こちらにかかる総事業費1億6,141万円に対しまして、4,850万1,000円の補助金交付となりますので、補助の割合としては約3割になります。こちらの補助金の算出の仕方としましては、こちらの議案書にもありますとおり、整備事業に要する費用が3,960万円、こちらは上限額が3,960万円掛ける1施設、その下、開設準備に要する費用890万1,000円とありますが、こちらについては先ほどご説明いたしました9名分の居室があるわけですが、その宿泊定員9名に上限額98万9,000円を掛けた金額となります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。先ほどのグループホームひなたぼっこのほうは、上限額までだったら、事業費が幾らでもこの金額、また上限額以内だったら100%の補助率ということで、すごくいい事業かなと思うのですが、これ希望されている事業者というのはこの1事業者しかなかったのか、それとも今年度が1事業者しか決定できなくて、次年度以降ほかの事業者も予定あるのかお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 草間高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（草間 太君） お答えいたします。

ご認識のとおり、補助上限内の金額で補助するというものですが、こちらに関しまして今回は、当初介護保険課のほうに補助に関する相談がありまして、高齢福祉課でこういった補助事業の対象になるということを確認して、それで申請していただいて内示をもらったという状況でございます。こちらに関しましては、そのほかにこういった補助の申請をした事業者があったかということですが、今年度は特にございません。この事業に関しましては、基本的に補正予算の対応ということで一応計画はしておりまして、申請があった時点で、補助対象になるのかどうかというのを精査した上で、申請して対応するという形になってございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） では、市のほうから事業者のほうに、こういった補助事業あるので、ぜひ防災とか減災の対策にお使くださいということで、市から事業者にお知らせというのはしているのか、お願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 草間高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（草間 太君） 今回の事業に関しましては、整備事業者のほうから、一応そういった非常用自家発電設備の整備をしたいということで、補助がないかということで相談があったことに対して対応したものでございます。

今後、実際こういった事業者があったということで、その辺のホームページの公表、募集については検討してまいります。

なお、もう1点の老人福祉施設整備事業に関しましては、こちらに関してはホームページで周知を図って公募を行って、応募があった事業者が先ほど申し上げた社会福祉法人征峯会であったということでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第104号「令和6年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚記君） 医療保険課、荒山です。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

議案第104号「令和6年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

1 ページを御覧願います。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,851万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億3,589万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年11月27日提出でございます。

4 ページ、5 ページを御覧願います。第2表、債務負担行為でございます。「国保情報集約システム運用手数料」をはじめといたします全13件の事項につきましては、令和7年度の事業及び手数料であります。年度初日から業務に対応するには事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、8 ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目7 節1、説明欄1、社会保障・税番号制度システム整備費補助金864万円の増額をお願いするものでございます。これは、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修費と、加入者情報等のお知らせを送付するための郵便料に対して、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が交付されるものでございます。

次に、款4 県支出金、項2 県補助金、目5 保険給付費等交付金、節2 特別調整交付金、説明欄2、特別調整交付金分（市町村分）1,475万円の増額をお願いするものでございます。これは、国保直営診療施設である茨城県西部メディカルセンターの運営等に要した費用の一部、今回は総合相談など健康管理事業の実施に要した費用の一部、施設整備事業の一部として特別調整交付金が交付されるものでございます。

次に、款7 繰入金、項1 目1 一般会計繰入金、節3、説明欄1、職員給与費等繰入金487万2,000円の減額をお願いするものでございます。これは、さきに説明いたしました社会保障・税番号制度システム整備費補助金が交付されたことにより、その補助金の交付分と歳出増額補正分を相殺して減額するものでございます。

続きまして、9 ページを御覧願います。3、歳出でございます。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、説明欄、国保総務一般事務費、同じく説明欄、住民情報システム（国民健康保険資格）改修費

は、財源内訳を変更するものでございます。これは、社会保障・税番号制度システム整備補助金が交付されることにより、財源内訳を一般財源から特定財源、国、県支出金へ変更するものでございます。

次に、款6保健事業費、項3目1国民健康保険直営診療施設事業費、説明欄、国民健康保険直営診療施設事業1,475万円の増額をお願いするものでございます。これは、歳入でご説明いたしました国保直営診療施設である茨城県西部メディカルセンターの運営等に要した費用の一部として交付された交付金を、市から地方独立行政法人茨城県西部医療機構に補助金として支出するものでございます。

次に、ページ下段から10ページを御覧願います。款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金、説明欄、一般被保険者保険税還付事業235万円の増額につきましては、社会保険の適用拡大で、遡って国民健康保険が喪失になったことに伴い、保険税の還付金が当初より多く発生したことにより、増額補正をお願いするものでございます。

その下、目3、説明欄、償還金141万8,000円の増額は、令和5年度に国から交付されました国民健康保険災害臨時特例補助金、国民健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金、県から交付された保険給付費等交付金、特別調整交付金の精算に伴う返還金でございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 債務負担行為なのですが、4ページ、下から5番目かな、特定健康診査に係るかかりつけ医からの診療情報等提供事業委託、これちょっと予算少ないのですが、こういった変更なのだろう。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚記君） 大嶋委員のご質問にお答えします。

この特定健康診査に係るかかりつけ医からの診療情報等提供事業委託でございますが、かかりつけ医があると思うのですけれども、こういったかかりつけ医から、健康診断等の検査項目って身長、体重とかあるのですけれども、こういった検診項目のデータの提供を医療機関から受けることで、特定健診の受診率が向上していくというような事業でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） かかりつけ医だったのでしょうか、今までは。これから委託するということは、どこかへ委託するのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚記君） こちらは茨城県の医師会のほう、こちらのほうに登録している医療機関になりますので、茨城県内の医療機関どこでももしかかりつけ医がございましたらば、うちのほうでまずかかってくださいと、受診してくださいと、健康診断してくださいという受診券を発送しまして、私は治療を受けているから通院しているので、健診はしなくてもいいよという方が結構いらっしゃると思うのですけれども、そういう方に対して、医療機関に行ってこういうはがきが来たのだけれどもというふうに医師に見せていただければ、この情報を提供していいですかというのを医師の人が受診者の方に同意を取れば、その医療機関のほうで健康体重とかそういった検診項目が提供されてきて、受診率が向上してくるといようなシステムになっています。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 大体分かりました。

○委員長（中座敏和君） ほかにほ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第104号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第104号の採決をいたします。

議案第104号「令和6年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

それでは、ここで休憩いたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時 8分

○委員長（中座敏和君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第105号「令和6年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚記君） 医療保険課、荒山です。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第105号「令和6年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

1 ページを御覧願います。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和6年11月27日提出でございます。

2 ページを御覧願います。第1表、債務負担行為でございます。「住民情報システムアウトソーシング（後期高齢者医療保険料）」をはじめといたします全3件の事項につきましては、賦課業務及び収納管理業務を円滑に進めるための電算業務委託料であり、年度初日から業務に対応するには事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第105号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第105号の採決をいたします。

議案第105号「令和6年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第106号「令和6年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について審査を願います。

介護保険課から説明を願います。

吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） 介護保険課、吉原です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第106号「令和6年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

それでは、1ページを御覧ください。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和6年11月27日提出でございます。

2ページを御覧ください。第1表、債務負担行為でございます。「WEB口座振替受付サービス手数料（介護保険料）」、これは口座振替の申請をウェブで受けるための手数料でございます。

次、「住民情報システムアウトソーシング（介護保険）」、その下、「住民情報システムアウトソーシング（介護収納）」、これらは介護保険料の収納消し込みに係る委託料でございます。

次、「介護認定審査会クラウドライセンス使用料」、その下、「おくだけネット利用料」につきましては、介護認定審査会でペーパーレス会議を円滑に行うための使用料でございます。

次に、「介護認定調査委託」は、遠方の介護認定調査を円滑に行うための委託料でございます。

次に、「下館東部地区地域包括支援センター運営委託」、「下館西部・北部地区地域包括支援センター運営委託」、「下館南部地区地域包括支援センター運営委託」、「関城・明野・協和地区地域包括支援センター運営委託」につきましては、高齢者が居住地の身近な窓口で相談及び支援ができるよう、地域包括支援センター業務を委託するものでございます。

次に、「在宅介護者紙おむつ支給委託」、次、3ページにあります「高齢者配食サービス事業委託」、「生活支援サービス事業委託」は、高齢者の在宅支援サービスに係る委託事業でございます。「介護予防事業バス運行委託」につきましては、高齢者の介護予防に係る移動支援を行うための委託料でございます。

これらは、令和7年度の年度当初から業務に対応するには事前に委託契約の締結が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願ひます。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 債務負担行為の一番最後の介護予防事業バス運行委託というのは、これはどういう事業なのでしょう、私ちょっと初めて聞くのですが。

○委員長（中座敏和君） 草間高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（草間 太君） 高齢福祉課、草間です。ご質疑にお答えいたします。

介護予防事業バス運行委託に関してのご質疑でございます。こちら、高齢者クラブ連合会への委託事業であります生きがいと創造の事業で行います趣味講座ですとか、あけの元気館で行います介護予防教室に参加いたします高齢者グループのための無料運行バスいきいき号を運行しております。運行時間帯は、月曜日から金曜日の午前8時半から夕方5時までとなっております、乗車するメンバーによりまして運行ルートを定め、午前発、お昼発、午後3時半発の3便を基本としているものでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これは昔の老人クラブ、こういった感じの活動的なものと考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 草間高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（草間 太君） お答えいたします。

こちらの介護予防事業バス運行委託ということで、あくまでも介護予防の推進を図るために、移動に不自由な高齢の方ですとかいらっしゃいますので、そういった方のための運行バスでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） クラウドライセンスって何ですか。

○委員長（中座敏和君） 吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） こちらのクラウドライセンス使用料ですけれども、今年から介護認定審査会におきましてペーパーレス会議を導入してございます。10月から、議員と同じようにタブレットで資料等を共有させていただいております、それを事務局側はクラウドを使って皆様に送ります。それと、その保守点検等の費用でクラウドライセンス利用料とさせていただきます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そのクラウドって何ですか。

○委員長（中座敏和君） 吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） クラウドというのは、一般的にイメージとして、雲のようなもののと

ころに一旦情報を上げるというようなものの例えで一般的に使われているものでして。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 分かりました。全然一般的ではないと、私は博識ではないので。結構です。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第106号について討論を願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第106号の採決をいたします。

議案第106号「令和6年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

○委員長（中座敏和君） それでは、こども部の所管の審査に入ります。

議案第100号「筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」審査を願います。

こども課から説明を願います。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） こども課の松本です。私からご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

議案第100号「筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正は、国が放課後児童クラブの運営に係る職員体制などについて定めている放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正に伴い、市がこの国の要綱に準じて定めております筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、国の一部改正と同様に改めるものでございます。

改正内容といたしましては、附則第2項中「この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、」を削った上で、「適用については」の次に「、当分の間」を加え、「令和7年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めたうえで、放課後児童支援員としての勤務を開始した日から2年を経過する日までに当該研修を」に改めるものとなります。

これは、放課後児童クラブの職員配置基準といたしまして、各支援単位に1名以上の放課後児童支援員認定資格研修受講者、こちらを配置することとなっております。さらに、この配置する受講者に関しましては、研修修了予定者という、こちらも含まれております。

今回の改正の具体的な内容といたしましては、この研修修了予定者につきまして、これまでは研修を受講する年度の3月31日までに研修を修了することを予定している者としていたことを、放課後児童支援員

としての業務に従事を開始した日から2年以内に研修を修了することを予定している者に改めるということになりました。これは、具体的に言いますと、12月1日から放課後児童支援員として従事することとなった研修修了予定者、これまでですと令和7年3月31日までに受講しなくてはいけなかった。今回の改正により、これが令和8年12月1日以前に受講すればよいということになりました。ということは、放課後児童支援員として従事しながら認定資格研修を受講できる期間というものがとても長くなったということです。この規制緩和することによりまして、不足しています放課後児童支援員の人材確保の推進を図る狙いがあると考えております。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） ちょっと質問多くてごめんなさい。この放課後児童支援員というのは、これはどういう仕事をするのだろう、まずそこから私お聞きしたいのですが。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） ご答弁させていただきます。

放課後児童クラブを運営する責任者、各クラスの責任者となって、児童の健全育成、それと安全の確保などについて、そのクラスの主の担当者となって仕事をする者でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 放課後児童クラブですね。この研修を受ければ、こういう認定資格というの、そういうものを与えると、これは市からあくまでも認定資格でしょう。どうでしょう。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） お答えいたします。

こちらの資格研修の実施は、都道府県及び政令指定都市が実施主体となっております。したがって、茨城県が毎年この研修を行っております。なので、県の認定修了ということになります。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 来年の3月31日までに終わらないという、その意味としては、期間がなくて受講できないという、そういう人もいれば、なかなか人が集まらないという事情もあるのかなというふうにも思うのですが、その辺どうでしょう。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） ご答弁申し上げます。

まず、この資格研修なのですけれども、年度間を通して行っているものではなく、やはり茨城県も委託をしております。今年度につきましては、東京都にございますリーガルマインドという研修を実施する会社に委託して研修を行っております。この会社が茨城県の研修期間として定めたのは9月から1月末までで、おおよそ2か月間の研修期間となります。なので、やはり従事した月日が4月とか早い時期であれば当該

年度中の受講が可能なのですけれども、後半に仕事を始めてしまいますと、これまではチャンスがなかったところを国のほうで、では年度ではなく従事を開始した日から2年間にしてはいかがかということ審議していただき、このような結果となっております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 要するに、こういう仕事をしたいとって就職する、その人材確保のほうも難しいのかなとか、本来ならば人数が多ければ、あまりそういうこともなかったかなと思うのですけれども、その辺の事情というの加味されているのかなというふうに推測するのですけれども、その辺。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 委員おっしゃるとおりでございます、この放課後児童クラブの勤務時間というものが大きく足かせとなっております。それは、ふだんの放課後ですと2時から6時、7時までという時間帯の就労になります。これが夏季休業期間とか長期休業期間中になりますと、朝7時半とかから夜の7時までとかということ12時間なので、シフトを組んで8時間を超えないような形で職員の配置しております。したがって、1名の支援員がいればよいというわけではなく、これ過重労働になってしまいますので、です、夏季休業期間などにつきましては必ず2名の支援員が必要となります。そのほかに補助員という方がおりますので、やはり人材確保というのは、放課後児童クラブを運営していく上で最も大きな課題となっております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第100号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第100号の採決をいたします。

議案第100号「筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査を願います。

まず、こども課から説明を願います。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 私から説明させていただきます。着座で失礼いたします。

議案第103号のうち、こども課所管の補正予算についてご説明いたします。

第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。なお、債務負担行為補正の説明は、令和6年度筑西市一般会計補正予算書ではなく、補正予算概要説明書の別紙、債務負担行為補正一覧、こちらにてご説明させていただきたいと考えておりますので、お配りいたしました補正予算概要説明書、こちらの7ページを御覧いただきたいと思います。

7ページの下から2つ目、71番、「利用者支援事業委託」と72番、「地域子育て支援拠点事業委託」、そしてページを返していただいて8ページの77番、「公金収納事務委託（保育料）」から83番の「住民情報システムアウトソーシング（児童福祉（児童扶養手当）」）までの9本でございます。これらにつきましては、右側にあります期間が令和7年度であり、事前に契約等の事務処理を行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いさせていただくものでございます。

続きまして、令和6年度一般会計補正予算書に戻っていただいて、25ページを御覧いただきたいと思えます。上から2段目、款15国庫支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄12、子ども・子育て支援交付金に2,109万円の増額をお願いするものでございます。これは、地域子ども・子育て支援事業で実施しております各種事業に対する国の交付金となります。なお、国の負担割合は3分の1となっております。

同じく4段目、款16県支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄8、子ども・子育て支援交付金に同じく2,109万円の増額をお願いするものでございます。こちらは、先ほど国庫支出金でご説明させていただいた事業の県の負担金、交付金でございます。なお、県の負担割合は国と同じく3分の1となっております。したがって、市の一般財源の負担は3分の1となります。

次に、27ページを御覧ください。事項別明細書、3、歳出でございます。下段にあります款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、説明欄、民生費職員給与関係経費でございます。これは、地域子ども・子育て支援事業のうち、認定こども園せきじょうで実施しております延長保育事業と一時預かり事業に係る国及び県からの補助金10万8,000円につきまして、財源振替をさせていただくものでございます。

次に、28ページを御覧ください。一番下にあります款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、説明欄、地域子ども・子育て支援事業に6,794万円の増額をお願いするものでございます。ページを返していただいて、29ページの説明欄を御覧願います。上から、委託料として放課後児童クラブ事業の委託料となります放課後児童健全育成事業委託料、次に補助金として、細菌やウイルスなどによる感染症などで療養中の未就学児から小学校6年生までを預かる病児保育事業、これは茨城県西部メディカルセンターの中にある病児保育事業ひまわりというところで預かっております。と、これらの症状からの回復期の児童を預かる病後児保育事業、こちらを実施する病児保育事業補助金、次に保育施設において時間を超えて預かる延長保育事業補助金、次に障害のある子供を受け入れる保育施設に対し、保育士等の雇用に要する経費として交付する障害児保育事業補助金、次に家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育施設で一時的に預かる一時預かり事業補助金、最後に放課後児童クラブの職員の処遇を改善いたします放課後児童支援員等処遇改善事業補助金、これは1人当たり9,000円となっております。こちらの委託料及び補助金につきまして、国が定める基準額が増額したこと、それと利用の実績が当初の見込みを超えたことにより、事業費が足りなくなったための補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、こども課認定こども園せきじょうから説明を願います。

小里こども課認定こども園せきじょう園長。

○認定こども園せきじょう園長（小里茂之君） 認定こども園せきじょうの小里です。どうぞよろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

議案第103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、認定こども園せきじょう所管分についてご説明いたします。

第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。債務負担行為補正につきましては、別資料の令和6年度補正予算概要説明書にてご説明させていただきます。

概要説明書の8ページを御覧ください。債務負担行為補正のうち84番、「WEB口座振替受付サービス手数料（バス代、給食費）」4万7,000円でございます。これは、園児送迎用バス代や給食費等の保護者実費分についてウェブ申請を可能とし、パソコンやスマートフォン等から申請できるようにすることで、保護者の利便向上を図ることを目的としております。これらは、期間が令和7年度であり、年度当初からの事業実施を行うために事前に契約等の事務処理を行う必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、母子保健課から説明を願います。

百目鬼母子保健課長。

○母子保健課長（百目鬼恵子君） 母子保健課の百目鬼です。どうぞよろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

議案第103号のうち、母子保健課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。こちら債務負担行為補正につきましては、先ほどこども課でもありました別資料、令和6年度補正予算概要説明書にてご説明させていただきます。

概要説明書の8ページを御覧ください。こちらの債務負担行為補正一覧にて説明させていただきます。まず最上段、73番、「子育て短期支援事業委託」から76番、「しもだて子育て支援センター運営委託」までの4本、続いて9ページを御覧いただきまして、中段の105番、「2歳児歯科健康診査委託」から114番、「茨城県国民健康保険団体連合会手数料（産婦）」分までの10本、合わせて14本でございます。これらの14本は、期間が令和7年度であり、年度当初から事業実施を行うために事前に契約等の事務処理を行う必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上でこども部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いたします。

〔こども部退室。教育委員会入室〕

○委員長（中座敏和君） それでは、教育委員会の所管の審査に入ります。

議案第102号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」審査を願います。

なお、議案第102号については複数の課にまたがるため、全ての課の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

まず、義務教育学校整備課から説明願います。

久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） 義務教育学校整備課、久保田です。着座にて失礼いたします。

議案第102号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」、義務教育学校整備課所管のものについてご説明いたします。

今回の条例改正は、1ページの下段にありますように、筑西市附属機関に関する条例の別表第2項に、義務教育学校・協和地区準備委員会を追加するものでございます。

義務教育学校・協和地区準備委員会は、協和地区における義務教育学校の開校に関することその他教育委員会が別に定める事項について調査又は審議をし、教育委員会に報告または意見の具申をすることを担任事項として設置するものでございます。

次に、2ページの附則といたしまして、第1項では、この条例改正の施行期日を公布日とするものでございます。

第2項といたしまして、筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第3第1項に、義務教育学校・協和地区準備委員会の委員長報酬月額5,500円、同じく委員報酬月額4,800円を追加する改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちらの義務教育学校の協和地区での準備委員会ということですが、こちらの義務教育学校は施設一体型で考えているのか、分離型で考えているのかということが1点。

もう1点が、現在の協和地区での児童数と、今のゼロ歳児が小学校上がったときの想定される児童数、減少率などをお願いいたします。

もう1点が、明野五葉学園義務教育学校が開校してまだ1年はたっていないのですが、そのメリット、デメリットなどは検証しているのかという3点についてお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） お答えいたします。

まず最初に、一体型か分離型かというご質疑でございますが、一体型として検討することといたしております。

もう1つなのですけれども、減少率です。協和地区ですが、現在小学校3校ありまして、小学生が約550人ぐらい、それが6年後に400人ぐらいです。ちょっと減少率は計算できないので申し訳ないですけれども、小学生に関して言えばそういう感じになっています。

もう1つなのですけれども、義務教育学校、明野五葉学園についての検証でございますが、まだ詳しい検証というのは行っておりません。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 児童数が6年後には400人と減少することが分かっている、現在550人ということですが、1学年100人未満の学校ができるという想定で、6年後人数が減るという中で、新しい学校を一体型ということは、協和中学校のところに明野五葉学園と同じように、小学校前期課程の部分の校舎を新しく造るという想定だろうと思いますが、これだけ児童数が減少する中で、本当にそれだけの小学校前期課程を建設していいのかという検討はしていなかったのかということと、明野五葉学園のメリット、デメリットを検証しないうちに義務教育学校の整備を進めるのはちょっと早いかなと思いますが、その点検討されているのかお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） お答えいたします。

まず、校舎の大きさとか規模の話だと思うのですが、それにつきましては、なるべく将来減るといっても見越しながら造らなければならないとは考えております。それには、まず今協和中学校でも空き教室があるならば、そういったものをどういったふうに改修したりして活用していくのか、その上でどれだけコンパクトなものができるかどうかというような、そういった検討は設計の中でしていく必要があると考えております。

もう1つなのですが、検証が終わっていないのということではありますが、まさにそれもおっしゃるとおりなのですけれども、ただし、教育の効果の検証というのがどの時点で、1年で本当に分かるのかという疑問も少しあるのはあるのですけれども、例えば今卒業した子供たちが高校生、社会人になっていって、初めてそこで教育の効果が出るということもあると思うのです。なので、義務教育学校の検証というのはちょっと難しいというか、どうやってやったら本当の検証ができるのかということも、よく考えなければならないと今考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 今の答弁ですけれども、協和地区の学校の在り方検討委員会をずっと進めていて、その答申に従って執行部は方向性を決めているのだということを言わないと、何か執行部がこれ進めているように誤解されますよ。行政主導型ではないから、地域主導型でやっているということを強調しないと、私と委員長は逐一説明聞いているから分かりますけれども、ほかの委員は分からないので、そういう委員会を立ち上げてやっているのだということ、地域の実情を言わないとまずいと思いますけれども。

○委員長（中座敏和君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） ありがとうございます。その説明をしたいと思うのですけれども、協和地区の義務教育学校の検討なのですけれども、まず筑西市の学校の在り方検討委員会で答申をいただきまして、それに基づきまして次の検討を協和地区で行うということの答申をいただきましたので、今年の5月から全部で11月まで6回にわたりまして、協和地区の保護者、地区の代表を集めまして、その中で意見交換、協議を行ってきたところです。

その中では、明野五葉学園の視察も行った、あとは協和地区のアンケートを行ったり、あとは協議会だよりというような、その検討の内容を地区の方にお知らせする広報活動も2回やっております。その会議の中で、6回やった会議で結論出たのが、意見書としていただきまして、協和地区については義務教育学校の設置について検討していくということで意見書をいただいているところです、協議会から。その協

議会の意見書を我々のほうでも検討いたしまして、今回のこういった議案を上げさせていただくこととなりました。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 日高委員。

○委員（日高久江君） 今アンケートという話があったのですが、この準備委員会の委員はどのような基準で選ばれるのか。アンケートの結果が、一体型かそうでないかという部分だったのかなと思うのですが、ほぼ半々だったというふうに伺っているのですけれども、このところの認識はそれでよろしいですか。

○委員長（中座敏和君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） まず、アンケートについてご説明いたします。

アンケートなのですけれども、協和地区の小中学生と認定こども園の保護者の方全員にアンケートを行いました。回答数が400人返ってきました、回答率は約54%。その中で、先ほどおっしゃいましたように大体半々ぐらいだったのですけれども、義務教育学校の施設一体型の設置のほうが良いと答えた方が51%、小学校の統合が良いと答えた方が45.5%、約6%ぐらい義務教育学校のほうが良いという結果でした。

その中身を分析しますと、学年が低いお子さんをお持ちの保護者の方のほうは、より義務教育学校を望んでいるということが分かりました。そういったこともありまして、それとあと協議会の意見としても、保護者の方は全員義務教育学校が良いでしょうと。協議会のメンバー20人ぐらいなのですけれども、保護者の方は全員義務教育学校に賛成。あと、地域の方々は大体半々でした。こういうことも踏まえながら考えまして、意見書が出されました。意見書の中には、義務教育学校として検討してくださいということがありました。ただし、反対意見もまだありますので、そういった方々の意見もよく聞きながら進めていってくださいというような意見も、附帯意見としてその意見書のほうには書いてありますので、その附帯意見なんかも参考に、これから義務教育学校・協和地区準備委員会の中でいろいろと協議を行っていきたいと考えているところです。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 何か一般質問になってしまったね。これ条例の改正なものですから、私はこの両方の人数、メンバー構成をお聞きいたします。

○委員長（中座敏和君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） まず、メンバー構成なのですけれども、全体で約40名を見込んでおります。半数は、協和地区の協議会からスライドしてもらって、そのまま義務教育学校・協和地区準備委員会に入っていたと考えております。

残りなのですけれども、残りにつきましては各学校の教頭先生と校長先生が加わります。それと各学校、あと認定こども園の保護者の方が2名ずつ加わります。そういったことで、約40名程度ということで現在考えているところです。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これは学校の在り方検討委員会のほうですね。アルテリオはもう条例の中に入っているのですが、アルテリオのほうもこれは答弁いただけるのでしょうか。

（「アルテリオは次になります」と呼ぶ者あり）

○委員（大嶋 茂君） （続）では、学校だけで結構です。分かりました。

○委員長（中座敏和君） 新井委員。

○委員（新井 暁君） これは、ごめんなさい、私認識があれなので、6回会議をして結論が出て、今度準備委員会になるということで、これはつくるという大本で準備をしていくよという委員会ということですか。

○委員長（中座敏和君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） この意見書を読みますと、協和中学校の敷地に施設一体型の義務教育学校を設置する方向で検討を進めていくべきとの意見が多数を占めました。この多数を占めたというのは、協議会の中で多数を占めたのですけれども、つきましてはこれまで協議の中で上がった義務教育学校の設置に係る疑問点や課題を精査の上、より具体的な検討を進めていただくよう、下記の附帯意見を添えて意見書を提出しますという、この意見をいただいたので、我々のほうでは義務教育学校の検討を始めようということです。なので、義務教育学校を造っていこうというような方向でいこうと。

○委員長（中座敏和君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） 私のほうから少し補足させていただければと思います。

まず、学校の在り方検討委員会という筑西市全体の学校の在り方を協議する委員会の中から、協和地区について協議を進めてほしい。それなので、協和地区の自治会ですとか各種団体、あとは小学校のPTA、あと認定こども園の代表者の方、これ20名の方で、これは協議会という形で意見をいただきました。これは、あくまでも任意団体でございます。その任意団体の中の意見としては、保護者の方を含めて約12名の方は、義務教育学校がいいでしょうという形での意見書をいただきまして、それは教育長のほうに提出をいただいたわけです。

今回この意見書に基づきまして、準備委員会ですから、当然進めていく上での市の附属機関という形になりますので、先ほど言いました協議会の20名プラス学校の先生、校長先生、教頭先生です。あとは、当然PTAの方も増やしまして、その中で今後協議を進めていくのですが、その意見書の内容としましては、やはり義務教育学校を希望する人が多いものですから、まずはそこをベースに、そうは言いますが、違う意見もありますので、全体での説明会を踏まえまして、意思の統一といいますか、一定の方向性を示して、基本的には義務教育学校一体型として進めていければなというふうに考えておりますが、当然意見を聞きながら進めていくことになろうかと思います。

以上です。

○委員長（中座敏和君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、しもだて地域交流センターから説明を願います。

海老澤しもだて地域交流センター長。

○しもだて地域交流センター長（海老澤敦司君） しもだて地域交流センター長、海老澤でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第102号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」のうち、しもだて地域交流センター所管のものについて説明いたします。

今回、筑西市附属機関に関する条例の別表第1項、市長の附属機関にアルテリオ在り方等検討委員会を加えるため、条例を改正するものでございます。

初めに、条例改正の理由でございますが、アルテリオ在り方等検討委員会でございますが、しもだて地域交流センター及びしもだて美術館の将来を展望した在り方等について、関係分野から多様な意見を聴取することで、効果的及び効率的な施設の改修、施設運営並びに利活用の促進を図ることを目的に設置するものでございます。

次に、附則といたしまして、施行期日及び筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1項、この条例は、公布日から施行するものでございます。

第2項、別表第2第2項に、アルテリオ在り方等検討委員会を加えるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちらアルテリオ在り方等検討委員会ですが、これはアルテリオだけの在り方を検討するのか、それともアルテリオを中心に、近くにも文化的施設もあるかと思いますが、それも含めて検討するのか、お願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 海老澤しもだて地域交流センター長。

○しもだて地域交流センター長（海老澤敦司君） 今回アルテリオの空調が壊れたことが発端で、この検討委員会をお願いするものでございますけれども、アルテリオの工事も含め、あと今後の利用の仕方、あとはまちのにぎわい等も含めて、全てのものに関して検討をしていただこうと思っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） 基本的には、アルテリオの在り方と考えていただいてよろしいかと思っております。ただ、その中で今までのアルテリオの成り立ちといいますか、これまでの経緯なんかも説明させていただいて、アルテリオの在り方についてご意見をいただきたいとは思っています。ただ、意見としては付随の意見も出るかと思いますが、メインはアルテリオの在り方と考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 先ほど質問しようと思ったのですが、やっぱりメンバー構成、あと人数、それをお聞きします。

○委員長（中座敏和君） 海老澤しもだて地域交流センター長。

○しもだて地域交流センター長（海老澤敦司君） 検討委員の委員の構成でございますが、市議会議員の代表者、あとは自治会の代表者、あとは学識経験者、あとは公募による市民からの代表者という形で考えております。人数的には、12名以内を予定しております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 1つは、空調が緊急事態だということで話が始まって、今回の検討委員会立ち上げまで時間もかかったし、それから今後検討するということで、その時間的な経過、1つは、まずいつまでに結論を出すかということと、それから議会にかけてということになるのだけれども、それまでの間の

空調は大丈夫なのかという心配が当然出てくるので、その辺1つお願いします。

それから、アルテリオの在り方という漠然としていて、公民館と美術館併せているのだけれども、その役割ということを考えると運営の中身も入るし、それから板谷波山記念館の兼ね合いも入るしということになるので、その辺の検討する範囲というのはどういうふうにするのかと。アルテリオ在り方等検討委員会の初めにそこを話し合うのだと思うのですけれども、どう提起するのかなというところをお願いします。

○委員長（中座敏和君） 海老澤しもだて地域交流センター長。

○しもだて地域交流センター長（海老澤敦司君） 最初に、いつまでというお話なのですが、これから条例のほう承認いただきまして、一般公募を行いまして委員会のメンバー構成ができた時点で、市長のほうから答申がございまして、その内容についてもんでいくという形でございます。今後どのぐらいかかるかというのは、メンバーが決まり次第、1回目開催いたしまして、次年度できるだけ早い期間で招集して、内容をもんでいきたいと思っております。

アルテリオの在り方につきましても、大分幅が広い漠然とした状況なのですが、1にはエアコンの改修、大変ご迷惑かけておりますので、こちらにつきましては専門知識のある方を委員に迎えられればと思っております。あと、設計をいただいた業者の方たちにも、アドバイザーとして入っていただこうかなと思っております。改修のほかにも、今後のにぎわいづくりだったり、あとは美術館の運営だったり、あとはアルテリオの今後の運営の仕方等も含めて検討いただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ちょっと確認したいのですけれども、先日提言書というものが議長宛てに提出されたの御存じかと思いますが、それに関して教育委員会では、これに携わってはいいますか、いませんか。

○委員長（中座敏和君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） 14団体からの提言書という形で、市長、あと教育長にも同じ提言書を出されていまして、教育委員会のほうでも確認はしております。

以前14団体の方からは、今回のアルテリオの空調だけでなく、別な提言書をいただいたりしているところがございますので、そういった意見も踏まえて、アルテリオ在り方等検討委員会、まだこれ議会のほうでの議決を得て一般公募を行いまして、それからメンバーが固まって、市長からの諮問内容、これちょっと明確にする必要があるかと思っております。その諮問内容に応じて、委員の方から様々な意見が出ると思っておりますので、その中には、提言の内容も踏まえて検討材料の1つにはなるのかなと。基本的には空調を早めに直してほしいという話になろうかと思うのですが、あと今ある空調どうなのだという話もあろうかと思っておりますので、来年度、必要最低限といたしますか、恒久的にある一定修繕できるだけの予算は確保したいなと思っております。ただ、どうしてもやはり20年という耐用年数を超えていますので、改修をしてもまた壊れる可能性は非常に高いのかなというふうに思っております。まずは、現時点、既存の空調も延命する措置は、最低限取らせていただければと考えております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） この提言書を読みますと、結論的にいいますと、早急な大規模改修を実施してく

れということで、なぜこれが今、議会でストップしているかという問題には全然触れていないの。これ23億円かけていいものかどうかということをお我々議論しているわけで、そのことを分からないで、ただあたかも議会が大規模改修に反対しているようなイメージで文章がつけられているので、こういう文書をもし教育委員会が入ってつくったとしたら大問題になりますから、この辺のところは気をつけていただかないと。しかも、各団体の長の名前が書いてありますけれども、その団体では相談していませんから、団体に。長の名前を羅列しただけの話で、そうでしょう。団体の、例えば支部長だとか女性団体とか、その団体で総合した意見でこの文書にサインしているのであれば問題ありませんけれども、勝手に団体の長だけが話をして、あたかも議会が反対しているようなイメージに取られては甚だ迷惑ですから、その辺のところ誤解のないようによろしくお願いします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第102号について全ての課の説明、質疑を終了しました。

議案第102号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第102号の採決をいたします。

議案第102号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで、休憩といたします。

休 憩 午後 0時 6分

再 開 午後 0時57分

○委員長（中座敏和君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

まず、学務課から説明を願います。

廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） 学務課、廣瀬でございます。着座にて説明させていただきます。

議案第103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、学務課所管の補正予算についてご説明いたします。

18ページを御覧願います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。いずれも、令和7年度当初から事務を執行する必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。なお、各事項の期間、限度額につきましては、補正予算書のとおりでございます。

初めに、下から1段目、「茨城新聞購読料（学校教育）」、これは学校において新聞教育を充実するため、茨城新聞を購読するものでございます。

19ページを御覧願います。1 段目、「学校災害賠償補償保険料」でございます。これは、学校の管理下において児童生徒等がけがをした場合などに備えて加入する保険料でございます。

次に、「学校評議員活動に対する保険料」でございます。これは、学校評議員の活動においてけが等をした場合になどに備えて加入する保険料でございます。

次に、「連絡網サービス「マチコミ」利用料」でございます。これは、学校配布物を削減することを目的としまして導入した連絡網サービスアプリ「マチコミ」の年間利用料でございます。

次に、「真岡市義務教育委託」でございます。これは、隣接する真岡市へ小中学生の就学を委託するものでございます。

次に、下から3 段目、「オンライン英会話授業委託」でございます。こちらは、オンライン上で児童生徒一人一人が直接外国人とコミュニケーションを取る英会話の授業を業務委託するものでございます。

次に、「特別支援学級用学習ソフトウェア使用料」でございます。これは、特別支援学級の子供たちが読み書きの学習で使用するソフトウェアの使用料でございます。

次に、「学習系システム用アカウント年次更新委託」でございます。これは、教職員の異動、児童生徒の入学、進学 of 更新に伴いシステムのアカウント情報の年度更新作業を委託するものでございます。

20ページを御覧願います。1 段目、「小学校健診協会委託」でございます。これは、小学校の児童及び教職員の健康診断を委託するものでございます。

次に、「小学校健康診断用器具借上料」でございます。これは、小学校児童の健康診断時に学校医等が使用する医療器具を借り上げるものでございます。

次に、「小学校入学祝品購入」でございます。これは、令和8 年度に小学校に入学する児童に入学祝い品として贈呈するランドセルを購入するものでございます。

次に、「小学校教師用教科書・指導書等購入」でございます。これは、令和6 年度採択替えとなっておりますが、教科による新規分や特別支援学級の増により不足した教師用の教科書及び指導書を購入するものでございます。

次に、「中学校健診協会委託」でございます。これは、中学校の生徒及び教職員の健康診断を委託するものでございます。

次に、「中学校健康診断用器具借上料」でございます。これは、中学校生徒の健康診断時に学校医等が使用する医療器具を借り上げるものでございます。

次に、「中学校教師用教科書・指導書等購入」でございます。これは、令和7 年度に中学校の教科書改訂がありますことから、教師用の教科書及び指導書を購入するものでございます。

25ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。表の5 段目、款18項1 寄附金、目10節1 教育費寄附金、説明欄1、教育費寄附金に200万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、教育関係事業への指定寄附として、市内の関東道路株式会社様から100万円、匿名となりますが、100万円のご寄附をいただいたものでございます。寄附金の使途につきましては、歳出にてご説明させていただきます。

続きまして、31ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。表の2 段目、款10教育費、項2 小学校費、目2 小学校教育振興費、節17備品購入費、説明欄、小学校教育振興事業に200万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳入でご説明いたしましたし

た教育関係事業への指定寄附を小学校教育振興事業に充当し、小学校図書室の図書の購入に活用させていただくものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、学校給食課から説明を願います。

大武学校給食課長。

○学校給食課長（大武喜義君） 学校給食課の大武です。着座にて説明させていただきます。

議案第103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、学校給食課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、21ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。表の一番最後の段になります。「WEB口座振替受付サービス手数料（学校給食）」、期間、限度額につきましては、補正予算書のとおりでございます。これは、令和7年度から学校給食の口座振替依頼をウェブによってパソコンやスマートフォンなどから申請を可能とするためのサービス手数料でございます。年度当初からの業務執行が必要となることから事前に契約等の事務処理を行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、27ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。表の3段目、款2総務費、項1総務管理費、目21物価高騰対応重点支援地方創生事業費、説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生事業に6,450万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、物価高騰の影響により不足する食材費を増額し、学校給食の質と量を維持し、安定的に給食の提供を実施するため計上するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 最後の説明があった物価高騰対応のことなのですが、給食センターの食材の調達費が物価高騰で逼迫するということだと思っておりますが、どのくらいの高騰になっているかというのを伺いたいのですけれども、入札とか、そういう形だろうと思っておりますけれども、野菜関係、あとは米、そういった大きな分類でいうとどうなのかというのを願います。

○委員長（中座敏和君） 大武学校給食課長。

○学校給食課長（大武喜義君） ご質問にお答えします。

食材費なのですが、多分一番皆さん分かりやすいところていくとお米なのですが、実際にお米ですと約2倍近く価格が上がってしまいました。それが10月からになります。あとは、調味料なんかですと、年度当初からですと例えば代表で行くとしょうゆなんかですと大体1.5倍ぐらい、あと先ほど質問ありました野菜関係ですと、ネギとかニンジンなんかですと1.6倍、5倍、6倍とかという形で結構高騰してしまっていて、何とかメニューとか給食の献立とか考えながらやりくりはしてはいたのですが、ちょっとその分に対して不足が生じたので、今回お願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 具体的に、米は調達額は幾らから幾らになっているかというのを伺います。

○委員長（中座敏和君） 大武学校教育課長。

○学校給食課長（大武喜義君） お答えいたします。

お米なのですけれども、年度当初ですと1キロ当たり大体300円ちょっとぐらいだったのですけれども、10月以降ですと600円近くまで上がってしまいまして、しかも、お米というのが給食では結構量的に使うものですから、どうしても不足がちということで、今回その分も含めて上げさせていただいています。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちら食材費の高騰ということですが、給食の1食当たりに換算すると、幾らから幾らぐらいに上がったのかお願いします。

また、お米が上がったということですが、御飯とパンとの割合は現在のまま維持していくのか、お願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 大武学校給食課長。

○学校給食課長（大武喜義君） お答えいたします。

1食当たりですけれども、前が1食270円でしたのですけれども、今回42円上げさせていただきまして、312円ということで1食当たり計上させていただきました。

もう1つの質問が、割合に関してなのですけれども、これは今までと同じように御飯が3回、あと麺とパンが1回ずつということで、こちらはそのまま継続していきたいと思っております。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 同じ目なのですが、これの歳入が一般会計だけなのですが、これは後で何か国、県のほうから補助はないのか。財源が一般だけなのだよね、上がっているのが。そうすると、これは日本全国的なものだから、必ず交付金で後で手当てされるのではないかと思うのですが、補正で。財源が一般会計だけなのですが、その点はどうなのでしょう。

○委員長（中座敏和君） 大武学校給食課長。

○学校給食課長（大武喜義君） お答えいたします。

現在ですけれども、一般財源ということで今回上げさせていただいたのですけれども、今後については財政課と協議しながら、財政課と打合せしながらつくらせていただきます。現在も財政課と協議いたしております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、義務教育学校整備課から説明を願います。

久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） 義務教育学校整備課、久保田です。よろしく申し上げます。

着座にて失礼します。

議案第103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、義務教育学校整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

19ページを御覧ください。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。いずれも、令和7年度当初から事務を執行する必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。

19ページの上から5段目を御覧ください。各事項の期間、限度額については、記載のとおりでございます。説明は省略させていただきます。19ページ、上から5段目、「スクールバス乗降確認システム利用料」は、明野五葉学園において運行するスクールバスにおいて導入しております乗降確認システムに係る利用料でございます。

その下でございます。「スクールバス乗降確認システム運用委託」、こちらはシステムの運用に必要な情報端末のためのSIM使用料でございます。

その下でございます。「WEB口座振替受付サービス手数料（スクールバス保護者負担金）」は、下館中学校及び明野五葉学園のスクールバス保護者負担金を支払うための口座振替の申請をウェブ上でできるようにするためのサービス手数料でございます。

その下でございます。「下館中学校スクールバス運行委託」は、下館中学校におけるスクールバス運行の事業者と今年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、30ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。30ページ、表の4段目、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、説明欄、小中一貫教育推進事業に15万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、協和中学校区における義務教育学校の開校に関する事項について、調査審議するため設置する義務教育学校・協和地区準備委員会の委員報酬でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、生涯学習課から説明を願います。

飯島生涯学習課長。

○生涯学習課長（飯島知枝君） 生涯学習課、飯島です。着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

議案第103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、生涯学習課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書20ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。いずれも、令和7年度当初から業務を開始する必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。なお、各事項の期間、限度額につきましては、補正予算書のとおりでございます。

初めに、下から4行目、「住民情報システムアウトソーシング（二十歳の集い）」でございます。こちらは、情報システム課と株式会社TKCが関係各課の業務を集約し、1つの契約として年度当初にアウトソーシング業務委託契約を締結することから、債務負担行為が必要となるものでございます。生涯学習課所管の業務としましては、二十歳の集いを開催するに当たり該当者を住民基本台帳より抽出し、宛名リスト及び宛名ラベル等の作成を行うものでございます。

続きまして、「地域子ども安全ボランティア活動に対する保険料」でございます。内容といたしましては、地域子ども安全ボランティア活動に登録していただいている皆様に安心安全に活動していただくために加入する保険料でございます。

続きまして、「青少年相談員及び電話相談員活動に対する保険料」でございます。こちらは、青少年相談員、電話相談員の皆様に安心安全に活動していただくために加入する保険料でございます。

続きまして、「訪問型家庭教育支援活動に係る保険料」でございます。こちらは、訪問型家庭教育支援活動の支援員の皆様が安心安全に活動していただくために加入する保険料でございます。

続きまして、21ページをお開き願います。1行目、「里山賠償責任保険料」でございます。こちらは、関城地区にあります五郎助山、丸山の里山での活動に対する保険料でございます。関城地区の里山は、NPO法人里山を守る会に管理を委託しておりますが、訪れる方々が安心安全に楽しめるように保険に加入するものです。

続きまして、2行目、「里山管理委託」でございます。こちらは、NPO法人里山を守る会に、里山を訪れる方へのアテンドですとか、下草刈りやごみ清掃等の管理を委託し、環境整備や保全活動を継続して行い、子供たちや市内外の皆様に自然学習や青少年健全育成の場として活用を図っていくものでございます。

生涯学習課が所管する事業の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、しもだて地域交流センターから説明を願います。

海老澤しもだて地域交流センター長。

○しもだて地域交流センター長（海老澤敦司君） しもだて地域交流センター長、海老澤です。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

議案第103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、しもだて地域交流センター所管の補正予算についてご説明申し上げます。

21ページ上段を御覧ください。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。各事項の期間、限度額につきましては、補正予算書のとおりでございます。

初めに、委託業務で、「しもだて地域交流センター夜間管理委託」でございます。次に、「しもだて地域交流センター受付案内委託」でございます。こちらにつきましては、令和7年度当初からの委託となりますので、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

続きまして、31ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款10教育費、項6社会教育費、目3コミュニティセンター費、説明欄、地域交流センター管理運営事業20万2,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは、アルテリオの在り方等と今後の方向性を検討するために設置するアルテリオ在り方等検討委員会の委員報酬及び費用弁償を計上するものでございます。内訳といたしまして、アルテリオ在り方等検討委員会の委員報酬といたしまして17万5,000円、委員の費用弁償といたしまして2万7,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、生涯学習センターから説明を願います。

成川生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（成川幸夫君） 生涯学習センター、成川でございます。着座にてご説明させていただきます。

議案第103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、生涯学習センター所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書21ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。上から5番目、「関城コミュニティセンター昼夜間管理委託」でございます。期間、限度額につきましては補正予算書のとおりでございます。これにつきましては、関城コミュニティセンターの清掃業務と夜間の貸出し対応及び施錠管理を業務委託するものでございます。

次に、下から4番目、「生涯学習センター夜間管理委託」でございます。これにつきましては、生涯学習センターの夜間貸出し対応及び施錠管理を業務委託するものでございます。

次の段の「生涯学習センター舞台音響・照明設備操作委託」でございます。これにつきましては、生涯学習センターの市民ホールにおける舞台音響及び照明設備の操作を業務委託するものでございます。

これらは、令和7年度当初からの業務委託となり事前に契約等の手続が必要となるため、債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 関城、明野、協和コミュニティセンター、各施設ありますけれども、関城だけ高いのですけれども、この理由は何でしょう。

○委員長（中座敏和君） 成川生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（成川幸夫君） これは、関城コミュニティセンターの昼間の清掃業務が入っているため高くなっております。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 生涯学習センター舞台音響・照明設備操作委託ですが、こちらは、このホールはどのくらいの回数使っているのか、この操作が必要な回数というのは年何回ぐらい想定しているのかお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 成川生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（成川幸夫君） お答えいたします。

令和5年度の昨年度の実績からいいますと、16回開催しております。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ということは、令和5年度の実績を基にこの金額が委託ということですか。それとも、回数に合わせて実際に払うお金というのは決まるのか、それとも年間の契約でこの金額になるのかお願いします。

○委員長（中座敏和君） 成川生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（成川幸夫君） これは、去年の実績に応じて予算を計上させていただいております。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 回数によって変わるのか、それとも年契約で、何回ホールを使っても、例えば使用がゼロでもこの金額、委託料として払うのかお願いします。

○委員長（中座敏和君） 成川生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（成川幸夫君） 1回当たり幾らという形で計上しております。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、明野コミュニティセンターから説明をお願いします。

長本明野コミュニティセンター長。

○明野コミュニティセンター長（長本敏介君） 明野コミュニティセンターの長本です。着座にてご説明させていただきます。

議案第103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、明野コミュニティセンター所管の補正予算についてご説明申し上げます。

21ページを御覧願います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。上から6番目、事項、「明野コミュニティセンター夜間管理委託」、期間、限度額につきましては御覧のとおりでございます。これにつきましては、施設の夜間貸出し対応及び施錠管理等の業務を委託するものでございます。令和7年度の業務でございますが、年度当初からの業務執行が必要なことから、事前に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（中座敏和君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、協和コミュニティセンターから説明をお願いします。

大木協和コミュニティセンター長。

○協和コミュニティセンター長（大木孝仁君） 協和コミュニティセンター、大木です。どうぞよろしくお願い申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、協和コミュニティセンター所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書21ページを御覧ください。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。表中段、「協和コミュニティセンター夜間管理委託」、期間、限度額につきましては、補正予算書のとおりでございます。内容につきましては、施設の夜間貸出し及び施錠管理等の業務を委託するものでございます。令和7年度当初からの業務委託となり、事前に契約等の手続が必要となることから、債務負担行為補正の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、しもだて美術館から説明を願います。

成田しもだて美術館副館長。

○しもだて美術館副館長（成田佳輝君） しもだて美術館、成田でございます。着座にてご説明申し上げます。

議案第103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、しもだて美術館所管の補正予算についてご説明させていただきます。

補正予算書21ページを御覧ください。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。下から2行目、「しもだて美術館受付委託」でございます。各事項の期間、限度額につきましては、補正予算書のとおりでございます。これは、しもだて美術館の入館チケットの販売と案内等の業務を年度当初から委託するため、事前に契約等を行う必要があることから、しもだて美術館受付委託の債務負担行為補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 受付業務委託は、これ何名分ですか。

○委員長（中座敏和君） 成田しもだて美術館副館長。

○しもだて美術館副館長（成田佳輝君） こちらは3名交代で勤務をしております、1回の勤務では1名ずつということになります。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第103号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第103号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第103号の採決をいたします。

議案第103号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第109号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」について審査を願います。

学務課から説明を願います。

なお、執行部から提出のありました資料をお配りしております。こちらは、委員会終了後回収となります。また、業者からの見積り金額については非公開情報になりますので、委員長職権により、後刻会議録調製の上、当該発言があった際には削除いたしますので、あらかじめお知らせいたします。

廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） 学務課、廣瀬でございます。着座にて説明させていただきます。

議案第109号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、学務課所管の補正についてご説明いたします。

4ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款10教育費、項5幼稚園費、事業名、明野幼稚園施設解体事業、金額2億208万4,000円につきましては、年度内の完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、5ページを御覧願います。第3表、地方債補正（変更）でございます。起債の目的、明野幼稚園施設解体事業、補正前限度額2億1,760万円、補正後限度額2億5,660万円に増額をお願いするものでございます。

続きまして、8ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。下段の款の22項1市債、目10教育債、節14幼稚園債、説明欄4、明野幼稚園施設解体事業債に3,900万円の増額をお願いするものでございます。これは、明野幼稚園施設解体事業に係る地方債でございます。

続きまして、9ページを御覧願います。3、歳出でございます。款10教育費、項5幼稚園費、目1幼稚園管理費、説明欄、明野幼稚園施設解体事業3,952万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、明野幼稚園施設解体工事においてアスベスト等が新たに発見され、撤去処分等を行う必要が生じたためでございます。

続きまして、本日配付させていただきました資料についてご説明いたします。前回の全員協議会后、追加費用に係る費用を精査したものでございます。一番左の列が追加工事等の項目でございます。次の列が10月22日の全員協議会でお示しさせていただいた当初予定額でございます。次の列が、今回の補正予算の議案上程額でございます。次の列が増減額でございます。項目を読み上げご説明を申し上げるところでございますが、設計金額につきましては工事が完了するまで不開示情報となりますので、ご理解賜りたいと存じます。

まず、1段目と3段目の項目は変更がございません。

次に、2段目でございますが、議員の皆様からのご意見、ご指摘等いただき、焼却灰の運搬処分につきまして内容を精査した上で、別発注することとしたため864万6,000円を減額しております。

続きまして、4段目でございますが、こちらも議員の皆様からのご意見、ご指摘等をいただき精査した結果、314万6,000円の減となったものでございます。

補正予算額の欄を御覧願います。当初の予定額の5,131万5,000円から、議案上程額3,952万3,000円となり、1,179万2,000円の減となっております。明野幼稚園施設解体工事につきましては、周辺への影響等も考慮し、速やかに解体工事を進めさせていただきたく存じます。

なお、追加工事に係る変更契約につきましては、国及び市の設計変更ガイドラインに基づき適正に変更手続を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちら、削減になったのが役員報酬と焼却灰の成分分析や運搬、処分ということですが、実際にアスベストの撤去工事費用など示していただいた金額が、本当にその金額が妥当なのか、

妥当である根拠。また、アスベストの撤去とか、また浄化槽の撤去とか、そういったもの見積りというのは、この解体工事に全然関係ない業者から、複数社から見積りとか取って、見積りなど比較しているのか、もう1度詳しくこの工事費用の妥当である根拠をお示しいただきたいのですが、お願いいたします。

また、焼却灰などは成分分析が後になっているのですけれども、成分分析しないうちから、掘削とかそういうものをしてしまって本当にいいのか、お願いいたします。

あと、委員長にちょっとお願いがあるのですが、この案件、多くの方がすごくいろいろな疑念なり持っていると思うのですが、3回までではなく、一問一答みたいな形で質疑させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 分かりました。一問一答で認めますが、今まで議会の中でも質問が出ておりますので、重複した質問は控えていただきますようお願いいたします。

廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） ご答弁いたします。

工事費の設計金額が妥当なのかというご質問でございますが、3社からの見積りを取った上での設計金額となっておりますので、妥当であると考えております。設計変更ガイドラインに基づき、変更契約をさせていただきたいと考えております。

成分分析を行わないうちに撤去処分をするのかということなのですが、焼却灰については、まず成分分析を行いまして、その後運搬する量を計測しまして、その後運搬処分という形になってくるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） まず、焼却灰のことをお聞きしたいのですが、00000000円が入っている掘削、焼却灰分別というのは、これは先に発注するのですが、これはどういったことをやるものなのですか。これは、成分分析する前に行ってしまうと問題がないという工事になるのですか。

○委員長（中座敏和君） 廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） 焼却灰の額につきましては、成分分析を実施し、その後掘削等に処分量を確定するために、掘削や焼却灰分別を行うための費用でございます。

○委員長（中座敏和君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） 私のほうからも少し補足させていただきます。

まず、成分分析と運搬処分は、これ別になりまして、成分分析は現予算の中、市のほうの残予算の中から先に成分分析調査はさせていただきたいと考えております。まずは市のほうで、当然時期とかタイミングはあるのですけれども、まず焼却灰は成分分析をした上で、その焼却灰のトン数、これを決める必要がありますので、まず成分分析調査を先にやります。その上で、今回の補正予算を認めていただきましたら、変更契約を行います。変更契約を行うことによって、焼却灰を一旦それ掘削しまして、その中にいろいろな混じり物があれば、それを分別します。60立米だったものが、分別することによって例えば50立米になります。それに当然係数を掛けてトンに換算する、例えば1.8ぐらいの係数を掛けて、その量を確認するのがまず1つございます。量を確認すると、あと成分分析調査の結果、この2つがないと、例えば安価なところの処分場で受け入れてもらえるかどうか、これが判明しませんので、成分分析調査をするのと同時

並行といえますか、変更契約も併せて、そちらは同時進行で進むようになります。その結果をもって、当然成分分析調査の結果によって、基準値以下であれば安価なところに持ってくのさらに見積りを取って、今後できれば3月議会のほうで別発注の補正は上げさせていただいて、改めてお諮りしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） では、この864万6,000円に入っている成分分析というのは、これを先に行ってしまうと、後で補正で上げるという形になるのですか。

○委員長（中座敏和君） 廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） お答えいたします。

先ほど部長が説明しましたとおり、成分分析については今の残予算で執行しまして、量を確定させた上で、運搬処分を3月の議会に上程させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 焼却灰のこの順番は理解しました。

今度工事費なのですが、3社から見積りを取ったということなのですが、この3社、業者の名前とかは教えていただけるのか、お願いします。

○委員長（中座敏和君） 廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） お答えいたします。

設計業者が3社の見積りを取ったものですから、市としては把握しておりません。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） では、設計業者が3社から見積りを取ったということで、市ではその業者を把握していない。市では、独自にこの工事費が妥当かどうかという検証はされたのですか。市で独自に行ったことがあるのかお願いします。

○委員長（中座敏和君） 廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） お答えいたします。

市としても設計書を精査しておりますので、妥当であると考えております。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 市で精査して妥当であるとした根拠というのかな、何を基に妥当だと判断したのでしょうか。市で、どこかの業者に見積りしてもらって、大体こういうアスベストの状況だったらこのぐらいですねということで、この金額は妥当だと判断したのか、判断材料をお願いします。

○委員長（中座敏和君） 廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） お答えいたします。

ほかの業者等の見積りを取ったわけではございませんが、やはり設計書を内容見まして精査したものでございます。

○委員長（中座敏和君） 市塚教育部長。

○**教育部長（市塚文夫君）** 私のほうからも、通常例えば設計変更する場合に、県の単価があれば、当然その県の単価を使わなくてはいけないのですが、今回の場合につきましては県単価がないものなので、契約の方法としましては、まずは見積りを取るという方法があります。その取った見積りの中で案分するという方法もあるのですが、取った見積りには当然会社の名前と押印があるもので、正式な見積りだと考えております。その中の一番安価な事業者の見積もった設計によって設計金額としておりますので、市としても妥当なもの、契約上の通常の流れからすれば、妥当な金額と判断させていただいております。

以上です。

○**委員長（中座敏和君）** 小倉委員。

○**委員（小倉ひと美君）** ということは、設計業者が取った3社の見積りを市で確認して、その金額だから妥当だと判断したということで、市では特に設計士やこういう工事関係者から話を聞き取ったりとか、そういったことはしていないということですか。

○**委員長（中座敏和君）** 廣瀬学務課長。

○**学務課長（廣瀬栄子君）** お答えいたします。

しておりません。

○**委員長（中座敏和君）** 仁平委員。

○**委員（仁平正巳君）** この問題は、繰り返しますけれども、6月5日に電子入札で1億九千何がして落札をして、それでその後アスベスト等が出たということで、9月10日に最初の全員協議会で説明があって、その後何度かありました。質問、議論はもう尽くされて、今の小倉委員の質問も、よその議員から本会議等含めて聞いております。先ほど配られたこの資料なのですが、これは数字のトリックをしています。指摘します。5,131万5,000円から3,952万3,000円になったと言っていますけれども、そもそもこの焼却灰の成分分析、運搬処分の864万6,000円は棚上げをただけで、これは減額ではないのです。別発注ですから、これは棚上げなのです。これ減額って説明しましたが、減額されていません。もう1度やるのだから、これ。厳密に言うと、314万6,000円しか安くなっていないのです。これが数字。ただ、そうは言ってもこの事業をずっとこのままやっていると、土地の借上料が発生してしまうし、どんどん、どんどん工事遅れてしまいます。もう問題は出尽くしたと私は思うのです。何を言っても、もう何か擦れ違いのような質問と答えがかみ合わない。そういうことですから、もう正直言っていけばいいという表現はおかしいですけれども、これは決着つけなくてはならない時期に来ていると思うのです。

私は、皆さんそれぞれ質問もう出尽くしてしまったから、何を言っても同じような繰り返しになるだけの話で、討論で言おうと思っているのですけれども、附帯決議をもって決着したいのですけれども、その前に2つだけ聞きたいのです。教育委員会としては、この問題をどのような責任を感じているかが1点。

それから、設計者に対して損害賠償請求をするのかどうか、明確にお答え願います。

○**委員長（中座敏和君）** 市塚教育部長。

○**教育部長（市塚文夫君）** お答えいたします。

まず、設計につきましては、令和5年度に発注した事業でございますが、その成果の確認においては設計業者とのやり取りをしておりますが、市としましては、そういった設計の知識もありませんので、当然委託という形で対価を払って、その設計業者の方にある意味一任している。当然そうは言いますが、市としての管理といいますか、確認、責任は一定あるのかなというふうには考えております。今後、教育委

員会としましては、こういったことの再発防止には十分努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、これまで全員協議会の中でも説明させていただきました。今回の設計の瑕疵において遅延になった期間というものを2か月として想定しております。ですので、まずその2か月遅れた部分、なおかつその2か月において発生する、例えば借地料ですとか、あとはその中でリース料等、その辺はもうちょっと精査する必要あるかと思うのですが、この設計において遅滞となった2か月間において、本来必要なかった金額、経費については損害賠償という手続も踏まえて、額が確定しましたら、またもしくはその事前から顧問弁護士とも十分協議をして、それを視野に手続は進めていく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） あとはよろしいですか。

どうぞ、では最後に。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 裁判のほうを行うということですが、その裁判、弁護士と相談しているかと思うのですが、市では調査していない場所とかを知っていて、市のほうでは設計士から調査していない場所があるというのを市では聞いていて、この設計にゴーサインを出したということで、裁判やって本当にこれが取れる見込みがあるのかということをお聞きしたいのですが。

○委員長（中座敏和君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） お答えいたします。

裁判とするのか示談とするのかということも、そこは弁護士のほうと、手続については今後十分詰める必要があるかと思っております。

（「それは違うの。裁判になるのは、損害賠償を請求して、相手が応じなかった場合に裁判になるの。だから、それを事前に……委員長、議員間討議に」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） では、議員間討議に。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 市として損害賠償を請求して、相手が応じなかったら向こうも訴えてくるから、そしてこっちは顧問弁護士と相談して請求できる分、今言った、単純に2か月分の。その分は請求できるとは、これは思っていますけれども、ちゃんと弁護士ついてやるから、それは大丈夫です。取れますよ。

○委員長（中座敏和君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） お答えします。

もう1点、市としても終わっていないというのを知っていたというところありますが、それについても弁護士と既に確認はしておりまして、それについての市の責任はないという回答を得ているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 新井委員。

○委員（新井 暁君） すみません、成分分析と運搬処分は個別発注で3月議会ということですよ。となると、もともと既にこれで2か月遅れているというところなのですから、地権者に当初返そうと

思った月はあると思うのです。このぐらいで返そうと思ったのがあって、これ3月議会で別発注となると、しっかり返せるよという見込みが今度何月ぐらいになってくるのかなというところを1点お聞かせください。

○委員長（中座敏和君） 廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） 当初の計画ですと、今年度末までの工事が終了する予定でございましたので、4月には返還を予定しておりました。ただ、追加費用が必要になったことから工事が延びまして、そのほか関連する測量、植栽等の工事が終了するのが12月末を予定しております。早くても1月に返還になるかと思えます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 先ほど小倉委員の質問に対する答弁で、弁護士は市の責任がないというふうに明確に言っているわけです。全員協議会の説明で、担当職員に設計のほうで、後でやっていいかと言ったのかなんとかというくだりがありました。そのところはどうか整理しているのかというところをちょっとお聞きしたい。

○委員長（中座敏和君） 廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） お答えいたします。

弁護士相談でございますが、やはりアスベストに関しましては専門性も高いものですから、弁護士の先生も、そちらに関しては市の責任はないだろうという見解を伺っております。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 損害賠償の協議をするときに、何を私は事前に言ったではないかというようなことを言うかもしれないということで、ちょっとその辺を、我々としては、よくそここのところを突っ込まれないように確認しなくてはならない部分だなと思っているので、その辺を弁護士のほうできちんと、そういうやり取りはあったけれども、それでもなおかつ市の責任はないよというふうに言ったということなのか。

○委員長（中座敏和君） 廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） お答えいたします。

その辺も含めまして、弁護士のほうには相談をしておりますので、変わりはないかと思えます。

○委員長（中座敏和君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） 廣瀬学務課長のほうから説明したとおりではあるのですが、当然その辺の経緯についても弁護士にも説明させていただいて、市の責任はないと回答いただいております。

なお、多分工事完了の1週間前に聞いて、市として何かできるのかと伺いましたら、当然議会の中での期間の延長とか、繰越明許ということもできませんので、契約の変更手続が行えない。その1週間前に伝えたのが、本当に伝えたのかというようなことにもなるかと思えますので、確かに委員おっしゃるような危惧の部分もありますので、今後その辺も含めて、再度顧問弁護士のほうには確認をして、手続のほうを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 設計変更のガイドラインでは、その辺は発注者側に責任はない部分に当たると私

は理解しているのですが、それでも相手があることだから、交渉となるとどうなるか分からないので、万全にしておかなくてはならないのではないかなというふうに思います。

それと、あと今回のようなアスベストの件は、特に後から問題になるというのがどこでも、筑西市でも何回もあるということなので、特に発注する段階での再度確認といたしますか、書面に書いてあるとおりでとって終わりではなくて、きちんとその辺を確認した上での発注という形にしなくては、また3回目とか、再発するというふうにも思うのです。ですから、議員間討議みたいになってしまいますけれども、発注する場合の、今回の教訓を引き出すという意味で、きちんと一連の経過を精査した上で、きちんと文書で再発防止策というものを決める必要があるのではないかなというふうに思うのです。教育委員会だけではなくて、市全体のことですけれども。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 私、先ほど附帯決議案を提出すると言いましたけれども、その辺のところも二度とこのようなことがないように、これから、ではなくても解体工事は増えてきます、市としては。こういうことが単純に認めてしまうと、後から後から追加工事、追加工事で同じようなこと出てきますので、それを防止するために一文入れたものを用意してあるのですけれども、強くそのところは要望したいと思います。

○委員長（中座敏和君） 日高委員。

○委員（日高久江君） 質問という形ではないかもしれないのですけれども、きっと皆さんはご存じなのだと思うのですが、先ほど3者から見積りを取っているというお話があったのですが、結局設計をされる方のお知り合いのところに出しているという形になるだろうと思うのですが、そうするとやはり妥当性というのは疑われるのではないかなと思うので、今後そういったところもしっかり、それでいいのかというところを協議していただけたらなというふうに思います。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この件につきましては、私議案質疑でも申し上げたのですが、確かに皆さんおっしゃるように、旧市民病院、旧本庁舎でも、このアスベスト問題はあったわけです。にもかかわらず、それを注意しないでやって、また出たということでもありますので、今仁平委員も言いましたけれども、こういう調査もしてから、やっぱり入札する場合、必ずそのチェック、これは行政は分からないのだという理由ではなくて、必ず今後やってからの、特にこういう古い建物はいろいろなもの埋まったり何かしていると思うのです。これはやっぱり工事を行う場合、教育委員会だけではなくて、もっと市全体で注意しなくては。本来であれば、もう2回やっているのだから、今回なんかこういう問題が出てくる事態が間違いないのだ。教育委員会というのではなくて、市全体で必要なのではないかなと思います。これ議案質疑でも私申し上げましたけれども、業者はこういういいかげんな業者もおります。やっぱり注意するのは、契約、入札前に市全体でそういった注意は払わないと、またこんな問題起きる、必ず。これはやっぱり私も質問ではないのですが、重ねてお願いしたいと思う。

以上です。

○委員長（中座敏和君） それでは、質疑を終結いたします。

議案第109号について討論を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、やっぱりこういう問題は、今大嶋委員もおっしゃられましたけれども、教育委員会にも責任もあります。設計業者には、もちろん責任あります。そういうことも含めて、今後一切こういうことのないように精査をして事務執行に当たってくださることをお願いする意味でも、附帯決議案を提出したいと思います。そして、今回は本当に100歩譲って可決をする以外にないかなと私は思いますので、可決にご賛同いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（中座敏和君） ほかにはないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第109号の採決をいたします。

議案第109号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 議案第109号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」について、附帯決議案を提出したいと思います。

○委員長（中座敏和君） それでは、暫時休憩といたします。

休 憩 午後 2時 2分

再 開 午後 2時 8分

○委員長（中座敏和君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第109号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」に対し、仁平正巳副委員長から附帯決議案が提出されました。

附帯決議案の趣旨説明を求めます。

仁平副委員長。

○委員（仁平正巳君） 着座のままでいいですか。議案第109号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」に対する附帯決議案の提出をいたします。

内容です。お手元の資料を御覧ください。議案第109号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」において計上された明野幼稚園施設解体事業（3,952万3,000円）の追加工事については、本年第2回定例会において工事請負契約締結議案（1億9,079万5,000円）が可決され、その後、アスベスト除去等に伴う追加工事を要することが発覚し、同年9月10日の全員協議会においてその説明があり、その後、全員協議会及び今定例会において何度も協議し、議論はされ尽くしたものと思われま。

この案件は、教育委員会に発注側としての管理責任はあるものの、当該解体工事に係る設計業者にも責

任があると考えられ、今後、当該設計業者に対する損害賠償請求を強く求めるものであります。

さらに、今後、市において同様の解体工事を行うに当たっては、事務を精査し、二度とこのようなことが起きることのないよう強く要望するものであります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これ出すことは、私は賛成です。

○委員長（中座敏和君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第109号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」に対し、お手元に配付の附帯決議を付することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で教育委員会の審査を終了します。

執行部は退席をお願いします。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（中座敏和君） これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時11分